

児童手当・特例給付 別居監護・養育申立書

● 受給者と児童が別居している場合は「1」「2-(1)」「3」
 ● 受給者が父母以外の養育者（養子縁組予定者や祖父母等）の場合は「1」「2-(2)」「3」
 を記入、提出が必要です。
 ※これは、児童手当および特例給付の支給要件である「児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にあること」を確認するためのものです。

(申立先) 春日市長 宛
 私は、児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

1 別居している児童、又は養育している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号（マイナンバー）	続柄	生年月日	性別
			平成 令和 年 月 日	
			平成 令和 年 月 日	
			平成 令和 年 月 日	
児童の住所	都 道 府 県 区 市 郡			

※ 申立人が当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出し、その状態が継続している場合、又は養育している児童が同居している場合は、個人番号欄の記載は不要。

2-(1) 受給者と児童が別居している場合

● 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた 世帯主の続柄
----------------	------------------

● 別居の理由について

(ア) 仕事の都合上（単身赴任等） (イ) 児童の進学、通学のため (ウ) 父母が離婚協議中のため
 (エ) その他 () ※離婚協議中の場合、児童と同居している父母が優先的に受給となる場合があります。

● 別居期間

平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までを予定

2-(2) 父母以外の養育者（養子縁組予定者、祖父母等）が児童を養育している場合

● 養育している理由について

(ア) 養子縁組予定のため (イ) 児童の父母が監護していない、又は死亡しているため
 (ウ) その他 ()

● 養育開始日

平成・令和 年 月 日 から

3 監護、生計同一又は生計維持の状況および申立人について

面会や連絡等	(毎日・1週間・1か月・1年)に () 回程度、(一緒に生活・面会・連絡)しています。
生計の立て方	児童の生活費の(一部・大半)を支出しています。

※その他・備考

令和 年 月 日

【申立人】 住所 春日市
 児童手当・特例給付の受給者又は請求者 氏名 (印)

※ 別居監護について 勤務、修学、療養等の事情により、別居し日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときには再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者の間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に該当します。
 ※ 養育申立について 受給者が父母以外の場合は、児童の生計を維持することが必要です。生計を維持するとは、生計費（児童養育費）の大半を支出している状態のことです。

*****下記市が記入*****
 ●確認日 年 月 日 ●市町村名 ()
 ●担当課・担当者 () ●受給 有・無